

令和7年度大阪支部の保険料率について



広報部鳥 けんぼん
©2018 協会けんぽ大阪支部

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

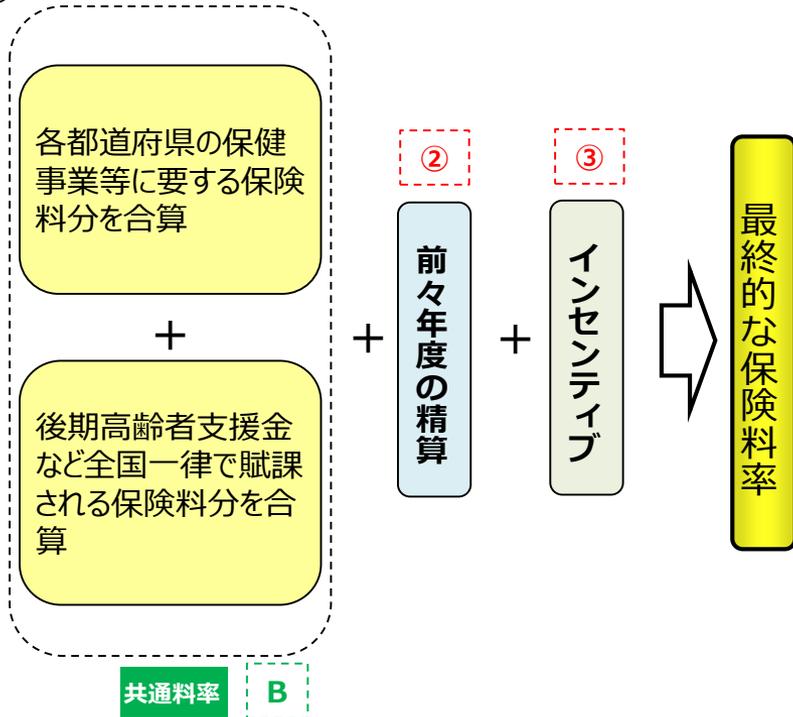
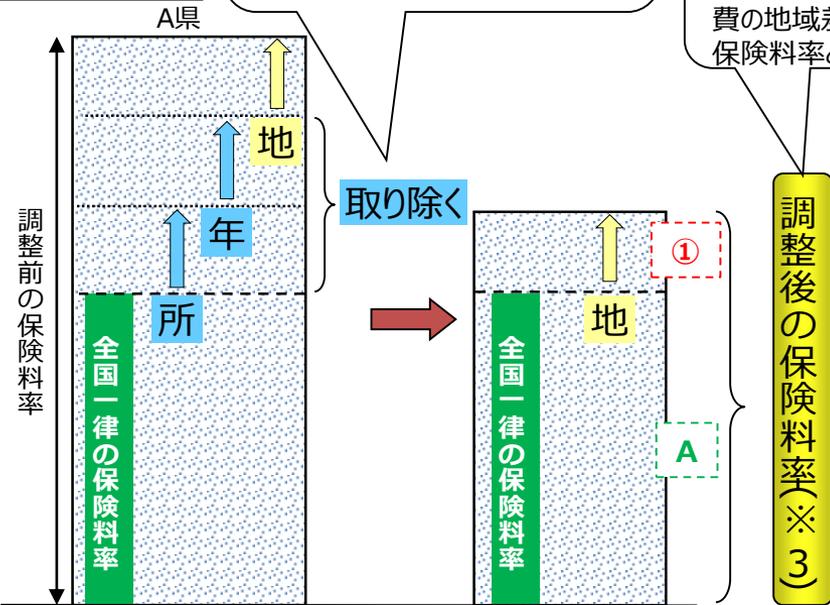
都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

地：地域差
年：年齢差
所：所得差

調整前の保険料率と全国一律の保険料率の差を3つの要素に分解し、その内の年齢差・所得差に該当する保険料率を取り除く（年齢調整・所得調整）（※1、2）。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



（※1） 年齢構成割合の差「(A県) - (協会平均)」に協会平均の1人当たり給付費等乗じた額に対応する保険料率が、年齢差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、年齢差による影響を取り除くことを、年齢調整という。

（※2） 1人当たり所得の差「(協会平均) - (A県)」に協会総計の給付費等乗じた額に対応する保険料率が、所得差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、所得差による影響を取り除くことを、所得調整という。

（※3） 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

支部間の不均衡を是正するための年齢調整・所得調整のイメージ

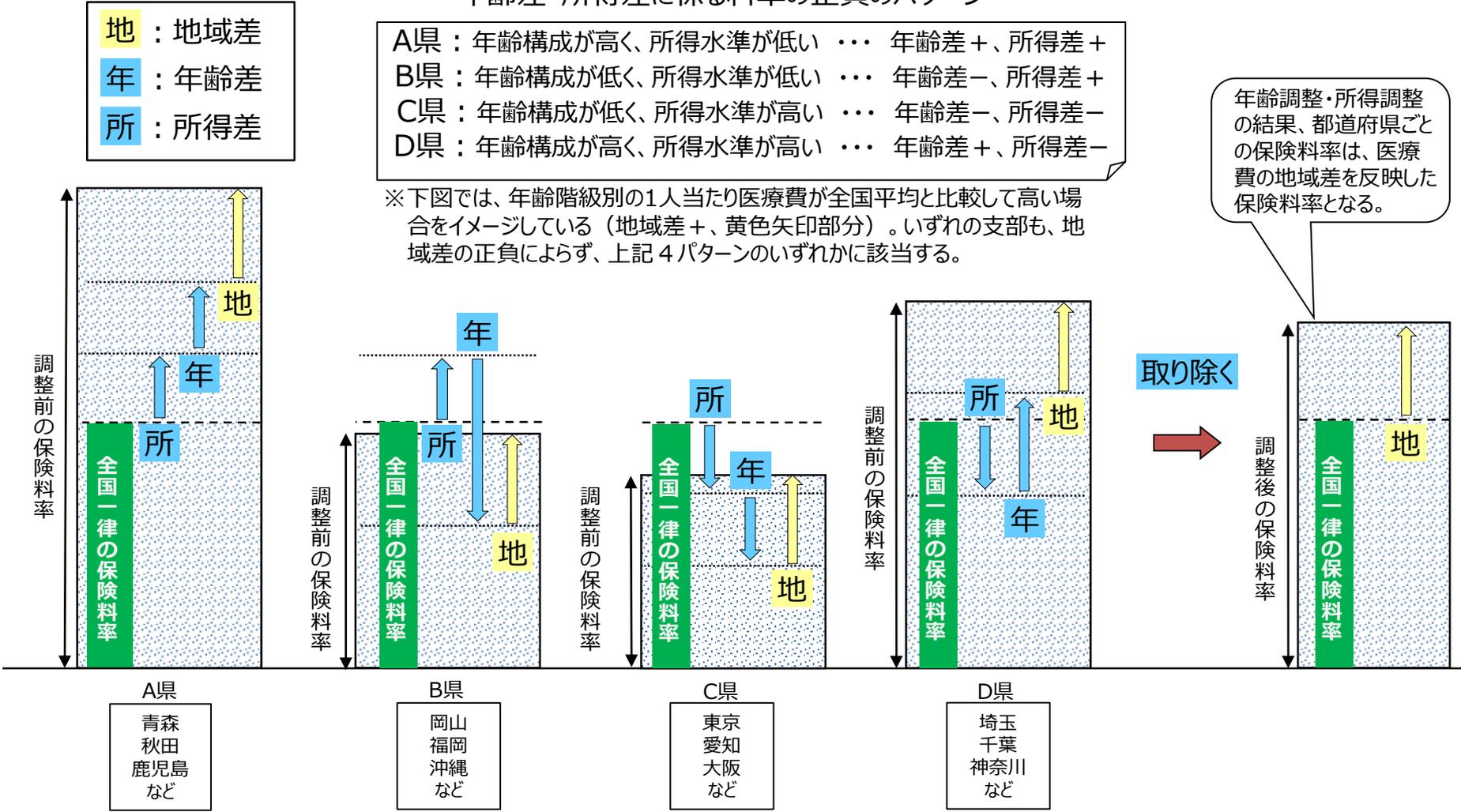
年齢構成・所得水準の高低に応じて、年齢差・所得差に係る料率の正負が定まる。年齢差・所得差に係る料率と絶対値が同じで正負が異なる値を調整前の保険料率に加える（年齢調整・所得調整）ことで、調整前の保険料率に内在する年齢構成・所得水準による不均衡が取り除かれる。

年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

- A県：年齢構成が高く、所得水準が低い …… 年齢差+、所得差+
- B県：年齢構成が低く、所得水準が低い …… 年齢差-、所得差+
- C県：年齢構成が低く、所得水準が高い …… 年齢差-、所得差-
- D県：年齢構成が高く、所得水準が高い …… 年齢差+、所得差-

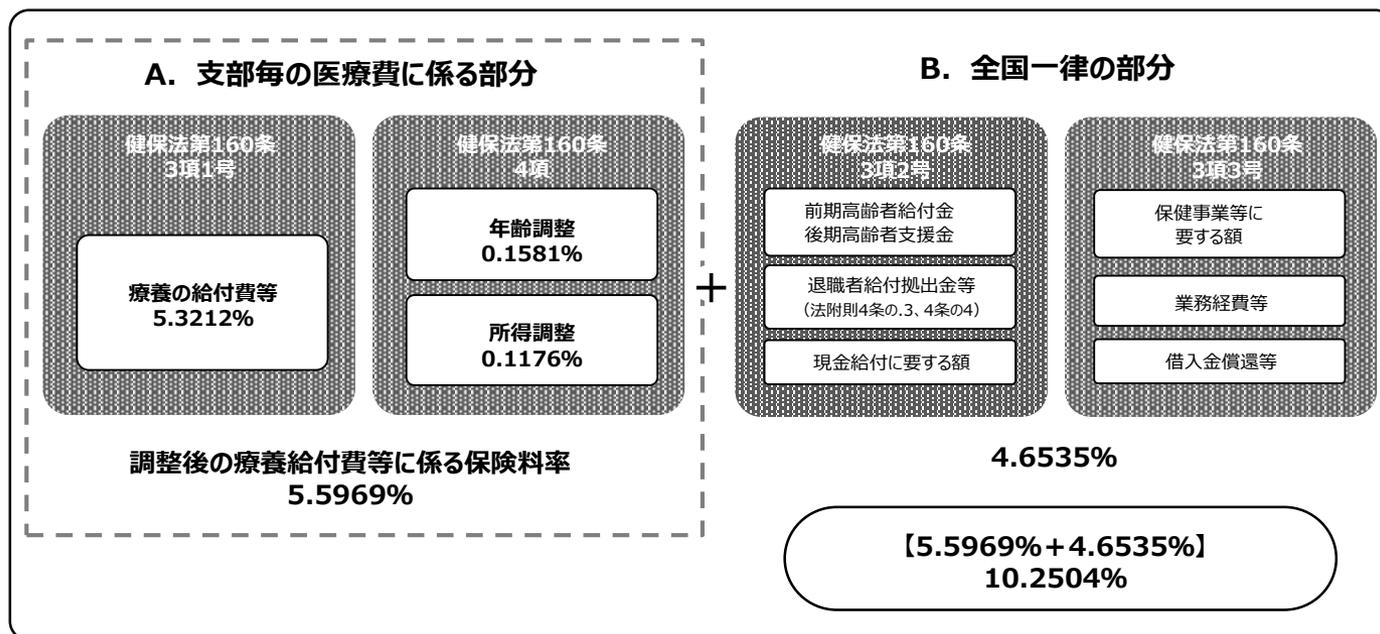
※下図では、年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均と比較して高い場合をイメージしている（地域差+、黄色矢印部分）。いずれの支部も、地域差の正負によらず、上記4パターンのいずれかに該当する。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

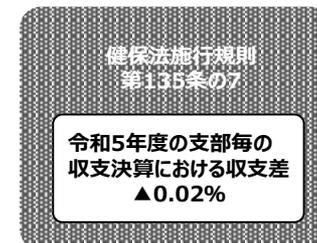


年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

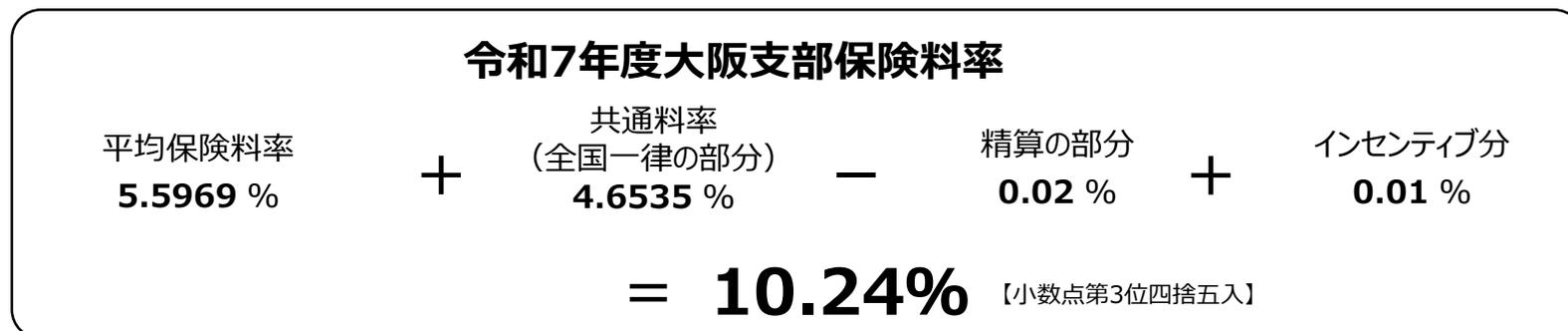
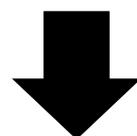
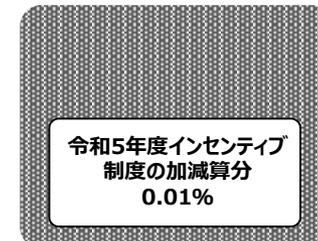
大阪支部の令和7年度保険料率について(見込み)



C. 精算の部分



D. インセンティブ分



大阪支部の令和7年度保険料率について(見込み)

○令和7年度 都道府県単位保険料率のポイント

- ・本部運営委員会において、平均保険料率10.00%維持が決定
- ・健康保険料率に反映するインセンティブ分の加算は0.01%
- ・変更時期は令和7年3月分（令和7年4月納付分）



○令和7年度健康保険料率および介護保険料率の変更が及ぼす影響額について

平均保険料率10%の場合、大阪支部における変化（月単位）

～標準報酬月額30万円の被保険者の場合～

健康保険料率	令和6年度	10.34%
	令和7年度	10.24%
現在からの 変化分	料率	▲0.10%
	金額	▲300円
	(被保険者負担分)	▲150円

介護保険料率	令和6年度	1.60%
	令和7年度	1.59%
現在からの 変化分	料率	▲0.01%
	金額	▲30円
	(被保険者負担分)	▲15円

※ 数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。

大阪支部の令和7年度保険料率について(見込み)

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.65)	保険料率 (精算反映後・インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ反映後) (d)
		年齢調整	所得調整				
全国	5.35	-	-	5.35	10.00	10.00	10.00
大阪	5.32	0.16	0.12	5.60	10.25	10.23	10.24

○上記数値は震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和7年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

- (注) ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.51%）、前期高齢者納付金等（3.38%）、保健事業費等（0.78%）、その他収入（▲0.03%）に係る合計の保険料率（4.65%）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
 - ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
 - ・ インセンティブ制度の加算額は、令和5年度の支部総報酬額の実績に0.01%を乗じて計算するため、これを令和7年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01%になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は12月23日に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料3）の「令和5年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

《参考》大阪支部保険料率の推移



参考

政府予算案を踏まえた収支見込(2025(令和7)年度)の概要 【医療分】

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		2023(R5)年度	2024(R6)年度		2025(R7)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (2024年12月) (b)	2024-2023 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (2024年12月) (c)	2025-2024 (c-b)	
収入	保険料収入	102,998	106,372	3,374	107,774	1,402	2012-2024年度保険料率： 10.00% 2025年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,874	11,619	▲ 1,255	11,919	300	
	その他	233	202	▲ 31	269	67	
	計	116,104	118,193	2,089	119,963	1,770	
支出	保険給付費	71,512	72,767	1,255	73,757	991	○ 2025年度の単年度 収支を均衡させた 場合の保険料率： 9.57%
	前期高齢者納付金	15,321	12,863	▲ 2,458	12,859	▲ 4	
	後期高齢者支援金	21,903	23,332	1,429	24,831	1,499	
	退職者給付拠出金	0	0	▲ 0	-	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	0	
	その他	2,705	3,742	1,037	3,914	172	
	計	111,442	112,704	1,262	115,362	2,658	
単年度収支差		4,662	5,489	827	4,601	▲ 888	
準備金残高		52,076	57,565	5,489	62,166	4,601	
※(内数)		8,745	8,867	122	9,044	177	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

政府予算案を踏まえた2025(令和7)年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が12.0兆円、支出(総額)が11.5兆円と見込まれ、単年度収支差は4,601億円の見込み。

1. 収入の状況

収入(総額)は、2024(令和6)年度(直近見込)から1,770億円の増加となる見込み。

➤ 「保険料収入」について、主に標準報酬月額増加により1,402億円増加する。

2. 支出の状況

支出(総額)は、2024年度(直近見込)から2,658億円の増加となる見込みで、主な要因は以下のとおり。

➤ 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により991億円増加する。

➤ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になったことによる影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加すること等により1,499億円増加する。

3. 収支差と準備金残高

2025年度の「収支差」は、2024年度(直近見込)より、888億円減少して4,601億円になる見込み。

(収支均衡料率は、9.57%の見込み。)

2025年度末時点の準備金残高は6.2兆円の見込み。

2025(令和7)年度の介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	備考
		決算	直近見込 (2024年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2024年12月)	
収入	保険料収入	11,579	10,557	10,747	2023年度保険料率： 1.82%
	国庫補助等	0	1	1	2024年度保険料率： 1.60%
	その他	-	-	-	2025年度保険料率： 1.59%
	計	11,580	10,557	10,747	納付金対前年度比 ⇒ + 126
支出	介護納付金	10,793	10,835	10,961	
	その他	0	0	-	
	計	10,793	10,835	10,961	
単年度収支差		786	▲ 278	▲ 214	
準備金残高		542	264	50	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の2025(令和7)年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

2025(令和7)年度は、2024(令和6)年度末に見込まれる剰余分(264億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.59%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.60%から2025年4月以降に1.59%へ引き下げた場合の2025年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

[年額] 463円 (74,064円 → 73,601円) の負担減
[月額] 34円 (5,440円 → 5,406円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を340,000円、賞与月額を年1.615月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和7年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。

準備金の役割(イメージ)

準備金の役割 (イメージ)

未定稿

保険料収入の増加分など

2023年度末の準備金残高

約

5.2

兆円

約
4.2
兆円

中長期にわたり財政を安定させるための準備金

- できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないように、中長期の視点で財政運営を図るためのもの

《協会けんぽの今後の財政の見通し（2033年度まで）》

- ① 協会加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれる

(2025年度から2033年度までの) 2024年度比増加額の累計の見込み：約 **7.3** 兆円 (※)

- ② 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれる

(2025年度から2033年度までの) 2024年度比増加額の累計の見込み：約 **2.5** 兆円

※) 国庫補助額 (16.4%) を含む累計額

注) 2034年度以降も保険給付費等の増加分は継続的に発生

中長期の見通しを考える上で、大きな景気変動による保険料収入減少など、非常時・大規模リスクもあり得ることに留意が必要

例) ・新型コロナウイルス感染症の影響による

保険料収入の減 (2020年度保険料収入に係る予算額と決算額の差) : 約**0.6**兆円

医療給付費の増 (2020~2022年度の新型コロナウイルス感染症関連医療給付費) : 約**0.4**兆円

・リーマンショック (2008年秋) の影響による保険料収入の減(2007年度と2009年度の比較) : 約**0.3**兆円

法令で確保することが義務付けられた準備金

《医療給付費等の1か月分相当》

短期的な資金繰りに充てるための運転資金や、季節性インフルエンザ等の流行による一時的な医療給付費の増などのリスクに備えるためのもの

約
1.0
兆円

※ 準備金の役割や規模感を概括的に把握できるように2024年12月時点での大枠を整理したものであり、金額等については確定的なものではない。

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール

